

# 独立行政法人製品評価技術基盤機構の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

経済産業省独立行政法人評価委員会の前年度の評価結果に技術応じて、基本俸給(俸給及び地域手当の月額に12を乗じて得た額並びに期末手当を加えた額)に次の割合を乗じて得た額を業績給とした。

【AA評価:100分の10、A評価:100分の7.5、B評価:100分の5、C評価:100分の2.5、D評価:零】

法人の長の報酬水準は、国民生活の安全確保と経済基盤を支えるために行う製品安全、化学物質管理等の業務について国と密接に関連して実施する公務員型の法人として、国の試験所、研究所の長又は本府省の局長等の報酬に相当するものであることから、妥当と判断される。

#### 【法人の長の報酬水準に対する主務大臣の検証結果】

NITEは、国と密接に関連して国民生活の安全確保と経済基盤を支えるために製品安全、化学物質管理等の業務を広範に行っており、業務を遂行する高いマネジメント能力や幅広い知見が求められ、理事長にはそれに見合った適切な処遇が必要である。また、理事長報酬には、経済産業省独立行政法人評価委員会の業績評価が反映される制度となっており、今回の金額についても、その結果を反映したものであり、適正であると認める。

NITEにおいては、報酬等の支払の基準について、国家公務員の報酬・給与等を考慮するなど、適正確保に向けた取り組みを行っており、経済産業省としてもそうした取り組みを促しつつ、支払水準の適正性について注視していく。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	II 1②ウ「平成25年度における給与制度の主な改正点」に記載
理事	II 1②ウ「平成25年度における給与制度の主な改正点」に記載
理事(非常勤)	II 1②ウ「平成25年度における給与制度の主な改正点」に記載
監事	II 1②ウ「平成25年度における給与制度の主な改正点」に記載
監事(非常勤)	II 1②ウ「平成25年度における給与制度の主な改正点」に記載

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 16,359	千円 9,874	千円 4,708	千円 1,777 (地域手当)			
A理事	千円 12,744	千円 7,795	千円 3,429	千円 1,403 (地域手当) 117 (通勤手当)			◇
B理事	千円 11,385	千円 7,795	千円 1,902	千円 1,403 (地域手当) 285 (通勤手当)	H25.4.1		※
C理事	千円 898	千円 0	千円 898	千円 0 ( )		H25.3.31	※
A監事	千円 10,878	千円 6,344	千円 3,028	千円 1,141 (地域手当) 365 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 3,697	千円 3,647	千円	千円 50 (通勤手当)			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事A	千円	年 月			該当なし	
理事B	千円	年 月			該当なし	
理事C	千円 4,233	年 月 4	H25.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会において、業績評価について審議され、業績勘案率1.0に決定された。	※
監事A	千円	年 月			該当なし	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員と同様に、職務の複雑、困難の程度、職務内容と責任に応じて俸給を決定することを基本に、俸給表に定める職務の級に格付して管理しており、中期計画に基づき、人材の効率的・有効活用、適正配置を図ることにより、職員数および人件費の厳正な管理を行っている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第57条の規定を基本とし、国家公務員の給与の改定内容(人事院勧告)を考慮し、わが国社会一般の情勢の変化に応じ決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の業績評価結果と勤務態度を勘案し、勤務成績を業績手当へ反映させる。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容										
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月と12月に業績手当として支給する。その支給額は業績評価結果と6か月における勤務成績に応じた業績率を乗じて反映させる。 なお、一般職員の業績評価結果に対する業績率は、次のとおりとなっている。 <table border="1"> <tr> <td>業績評価 5</td> <td>100分の77.5</td> </tr> <tr> <td>業績評価 4</td> <td>100分の72.5</td> </tr> <tr> <td>業績評価 3</td> <td>100分の67.5</td> </tr> <tr> <td>業績評価 2</td> <td>100分の62.5</td> </tr> <tr> <td>業績評価 1</td> <td>100分の57.5</td> </tr> </table>	業績評価 5	100分の77.5	業績評価 4	100分の72.5	業績評価 3	100分の67.5	業績評価 2	100分の62.5	業績評価 1	100分の57.5
業績評価 5	100分の77.5										
業績評価 4	100分の72.5										
業績評価 3	100分の67.5										
業績評価 2	100分の62.5										
業績評価 1	100分の57.5										

#### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

新規の改訂なし  
ただし、平成24年度から引き続き、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた  
(職員について)  
・実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日  
・俸給表関係の措置の内容:7級以上(▲9.77%)、3級～6級(▲7.77%)、2級以下(▲4.77%)  
・諸手当関係の措置の内容:職責手当(管理職手当)(▲10%)、地域手当(その算定基礎となる俸給月額、職責手当は前述の減額後の月額により算出)、期末手当(▲9.77%)、業績手当(勤勉手当)(▲9.77%)  
(役員について)  
・俸給月額の内容:理事長, 理事, 理事(非常勤), 監事, 監事(非常勤)(▲9.77%)  
・諸手当関係の措置の内容:地域手当(▲9.77%)、期末手当(▲9.77%)、業績給(▲9.77%)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 321	歳 45.5	千円 6,733	千円 5,097	千円 187	千円 1,636
事務・技術	人 321	歳 45.5	千円 6,733	千円 5,097	千円 187	千円 1,636

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員の区分中の職種、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については該当者がいないため記載を省略した。

注:在外職員の職種については該当者がいないため記載を省略した。

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	40.2	5,164	4,846	240	318
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	40.2	5,164	4,846	240	318

注:任期付職員の区分中の職種、事務・技術、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については該当者がいないため記載を省略した。

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	62.0	6,967	5,934	385	1,033
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	62.0	6,967	5,934	385	1,033

注:再任用職員の区分中の職種、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については該当者がいないため記載を省略した。

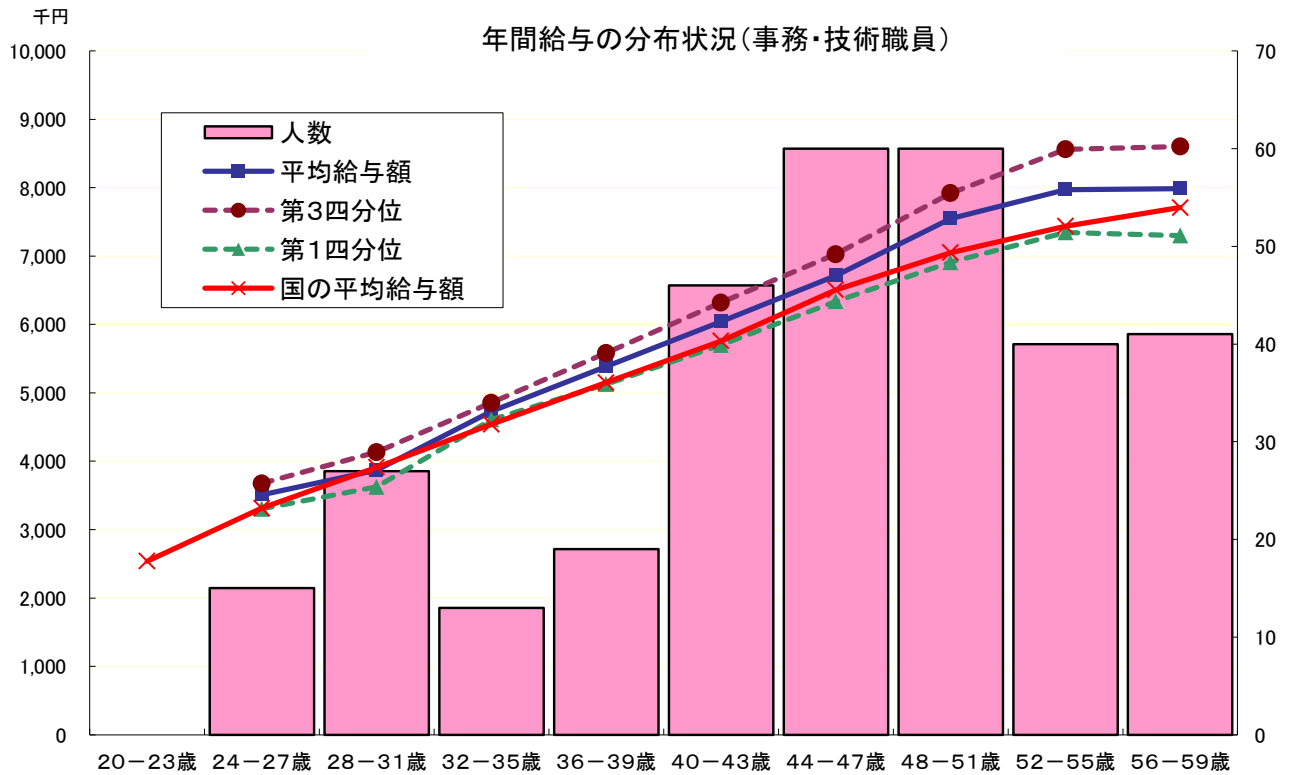
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	0	0	0	0	0	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	0	0	0	0	0	0
技術専門職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	0	0	0	0	0	0

注1:「事務・技術補助職種」とは、常勤職員の業務を補助する職種を示す。

注2:「技術専門職種」とは、専門的技術を必要とする業務を行う職種を示す。

注3:非常勤職員の区分中の職種、事務・技術、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については該当者がいないため記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
		千円	千円	千円	
本部部長	22	55.7	8,154	8,993	9,444
本部課長	37	54.1	8,173	8,403	8,603
本部課長補佐	62	50.2	7,196	7,448	7,758
本部係長	103	47.6	6,278	6,610	6,948
本部主任	56	39.0	4,859	5,309	5,748
本部係員	41	28.8	3,517	3,721	3,858

注:職位は、当法人における職名に相当する代表的職位を用いている。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位			部長	所長	次長	課長
人員(割合)	人	人	人	人	人	人
	0	2	4	9	44	
	(0.0%)	(0.6%)	(1.2%)	(2.8%)	(13.7%)	
年齢(最高~最低)	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	-	-	59~50	59~56	59~48	
所定内給与年額(最高~最低)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	-	-	7,787~6,684	7,060~6,312	7,096~5,533	
年間給与額(最高~最低)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	-	-	1,0546~9,084	9,444~8,401	9,174~7,331	

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		専門官	主査	主任	主任	係員
人員 (割合)		79 (24.6%)	106 (33.0%)	36 (11.2%)	26 (8.1%)	15 (4.7%)
年齢(最高 ～最低)		59～44	54～36	46～30	31～25	31～24
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,622～ 4,539	5,718～ 3,853	4,509～ 3,268	3,410～ 2,513	3,116～ 2,414
年間給与 額(最高～ 最低)		8,844～ 6,167	7,577～ 5,238	5,965～ 4,229	4,380～ 3,288	3,993～ 3,169

注：9級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.6	% 64.6	% 63.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.4	% 35.4	% 36.8
	最高～最低	% 47.4～35.3	% 44.8～31.3	% 45.8～33.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 66.1	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 33.9	% 35.2
	最高～最低	% 38.8～33.4	% 36.0～30.9	% 37.3～32.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

104.8

対他法人(事務・技術職員)

100.2

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	<p>対国家公務員 104.8</p> <table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案 98.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案 103.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案 97.6</td> </tr> </table>	参考	地域勘案 98.5		学歴勘案 103.2		地域・学歴勘案 97.6
参考	地域勘案 98.5						
	学歴勘案 103.2						
	地域・学歴勘案 97.6						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>国と比較して地域手当支給割合の高い地域に職員が集中している(※)ため、国に比べて給与水準が高くなっている。</p> <p>地域・学歴勘案した場合の対国家公務員指数は97.6であり、ほぼ同水準となっている。</p> <p>※指数算出対象職員326名中、東京・大阪に勤務している指数算出対象職員は225名(69.0%)</p>						
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 75.73%】 (国からの財政支出額 7,214,359千円、支出予算の総額 9,526,907千円:平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 なし(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 15.4%(常勤職員数408名中63名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 71.3%(常勤職員数408名中291名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 35.4%】 (支出総額 7,837,256千円、給与・報酬等支給総額 2,775,412千円:平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 独立行政法人製品評価技術基盤機構は、特定独立行政法人として国に準じた給与体系を採っている。上記に示すとおり、地域・学歴勘案した場合の対国家公務員指数は97.6となっている。</p> <p>こうしたことから、給与水準は適切であると考えられるが、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、適切性を維持する。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 国に準じた給与体系を採っており、かつ、地域・学歴勘案した場合の対国家公務員指数は97.6であり、ほぼ同水準であるため、適切である。</p>						
講ずる措置	<p>&lt;平成26年度に見込まれる対国家公務員指数&gt; 104.8 (地域・学歴勘案 97.6%)</p> <p>&lt;改善策・目標水準&gt; 国に準じた給与体系及び給与水準を継続・維持する予定。</p>						

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 23年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,775,643	千円 2,775,412	千円 (%) 231 ( 0.0)	千円 (%) △ 209,397 ( △7.0)
退職手当支給額 (B)	千円 230,242	千円 323,123	千円 (%) △ 92,881 ( △28.7)	千円 (%) △ 3,909 ( △1.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 819,641	千円 813,322	千円 (%) 6,319 ( 0.8)	千円 (%) △ 7,560 ( △0.9)
福利厚生費 (D)	千円 410,202	千円 406,621	千円 (%) 3,581 ( 0.9)	千円 (%) 987 ( 0.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,235,728	千円 4,318,478	千円 (%) △ 82,750 ( △1.9)	千円 (%) △ 219,879 ( △4.9)

#### 総人件費について参考となる事項

- ①「退職手当支給額」の対前年度比28.7%減は、定年退職者数の減員によるもの
- ②「非常勤役職員等給与」の対前年度比0.8%増は、非常勤職員数の増員によるもの
- ③「福利厚生費」の対前年度比0.9%増は、共済組合の年金の掛金率の引き上げによるもの
- ④「最広義人件費」の対前年度比1.9%減は、退職手当支給額の減額によるもの

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

- 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から引き続き以下の措置を講じた。
  - ・役職員の退職手当について、支給水準の引下げを実施した。
    - 役員に関する講じた措置の概要: 支給水準の引下げ、87/100  
(経過措置: 平成26年7月まで段階的に引下げ、平成25年1月～9月 98/100、平成25年10月～平成26年6月 92/100)
    - 職員に関する講じた措置の概要: 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)の適用を受けており、国と同様の支給水準の引下げを実施、87/100  
(経過措置: 平成26年7月まで段階的に引下げ、平成25年1月～9月 98/100、平成25年10月～平成26年6月 92/100)
- 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)の施行に伴い、国に準じた給与措置を講じた(平成26年2月21日より適用)。